

# 現場説明書

1 工事名 資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事  
2 監督員 資源循環部 資源循環施設課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

### 6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の%

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書	要提出(契約締結後7日以内) 提出不要
イ 工 程 表	要提出(契約締結後7日以内) 提出不要
ウ 着 手 届	着手後5日以内に提出すること。
エ 現場代理人及び 主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
オ 下請負関係書類	下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・施工体制台帳</li><li>・施工体系図</li><li>・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）</li></ul>
カ 直営工事届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

### (8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件

あり なし

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事>において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。  
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるとときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

### (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスponsの取り組みについて

### (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

### (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が隨時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

### (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

### (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について

特になし。

## 請負工事仕様書

工事名	資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事
工事場所	横須賀市神明町2187番地
工期	平成31年3月15日
工事概要	本工事は、資源循環久里浜事務所に新規に受変電設備を整備するものである。
工事共通事項	<p><b>1 適用範囲</b> 本工事は、本市契約規則に基づき、特記仕様によるほか、各メーカー標準仕様・社内基準等に準拠する。</p> <p><b>2 工事施工</b> 本工事は、請負工事仕様書、特記仕様書及び、設計図面に基づき施工するものとする。 本工事の仕様等において、設計図書等に明記なきものは、本市監督員の指示によるものとする。 現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法、あるいは数量等の増減で軽微な変更は、監督員の指示による。この場合請負金額の変更はしない。</p> <p><b>3 関係法令等の遵守</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行なうこと。</li><li>② 作業従事者特別教育については、作業着手前に実施したことがわかる記録を提出図書類に添付すること。</li></ul> <p><b>4 関係官公庁への手続き</b> 工事施工に必要な関係官公庁、その他への手続きは、速やかに行う。これに伴う費用は請負者の負担とする。</p> <p><b>5 支給材料及び貸与品</b> 支給材料は別記1による。貸与品は別記2による。尚、貸与品は無断で模写、複製又は第三者に提示してはならない。</p> <p><b>6 部分引渡し及び部分使用</b> 部分引渡しは別記3による。部分使用は別記4による。尚、部分使用同意書は様式1による。</p> <p><b>7 保険</b> 保険は別記5による。</p>

	<p><b>8 換価格充当品</b> 換価格充当品は別記6による。</p> <p><b>9 発生材</b> 返納すべき発生材は別記7による。</p> <p><b>10 環境への取組み</b> 本工事に伴って発生する廃液、廃油及び交換部品等の廃棄物が環境に与える影響等について認識し、その軽減措置を取るとともに、環境関係法規・規制・協定等を遵守し環境の保全に取り組むこと。</p> <p><b>11 工事表示板の設置について</b> 工事表示板は、工事請負金額が1,000万円以上の工事について設置するものとする。</p> <p><b>12 無石綿（アスベスト）化への対応</b> 使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。又、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。 ただし、アスベストの代替化が困難な非建材（ジョイントシート、耐熱材、電気絶縁板等）については、取り扱いに十分注意して使用すること。 なお、工事期間中、代替品が開発された場合における代替品の使用にあたっては市と協議のこと。</p> <p><b>13 廃棄物の適正処理について</b> 請負者は、建設工事に伴い発生する廃棄物について、別添「建設廃棄物の取扱及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努める。</p> <p><b>14 提出書類について</b> 請負者は契約規則に定められた関係書類のほか、次の書類を監督員に提出しなければならない。 施工計画書、承諾図、実施工程表、工事写真、完成図書その他必要な書類。なお、提出部数及び様式は監督員の指示による。</p> <p><b>15 業務用車両の駐車の取扱いについて</b> 業務で使用する車両の駐車範囲については、業務を行う前に双方で協議することとし、駐車場管理者が管理上支障がないと認めたときに限り、許可を与えることとする。なお、駐車に際しては、事故等の防止に十分留意すること。</p> <p><b>16 積算基準について</b> 本工事の積算基準は、下水道用設計標準歩掛け表平成30年度版（公益社団法人日本下水道協会）による。端数処理は、工事価格は万円止め、共通仮設費の率計算及び現場管理費は千円止めとし、それ以外円止めとする。 刊行物等による単価は非公開とし、採用月は原則、設計時の最新月とする。 設計数量は、参考であるため、入札者が独自に積算し入札すること。</p>
<b>施工条件明示</b>	本工事の施工条件明示については、別紙「施工条件明示事項」による。
<b>特記仕様</b>	別紙による

様式1

資源循環 施設課長	係 長	担当者

## 部 分 使 用 同 意 書

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住所

請負者

氏名

印

今般契約しました下記工事の部分使用について同意します。

記

1. 工事名 資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事

2. 工事場所 横須賀市神明町2187番地

3. 請負代金額 ₩

4. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 部分使用検査日 平成 年 月 日

6. 部分使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7. 部分使用内容

別記1 支給材料

番号	品目	品質形状寸法	数量	単位	支給場所	支給月日

別記2 貸与品

番号	品目	品質形状寸法	数量	単位	支給場所	支給月日
					自至	
					自至	
					自至	
					自至	

別記3 部分引渡し

番号	機器及び焼却炉等引き渡し部分	数量	単位	引き渡し条件	備考

別記4 部分使用

番号	機器及び焼却炉等使用部分	数量	単位	使用条件	使用期間
					自至

別記5 保険

保険の種類	目的物	数量	期間	保険額	備考

別記6 換価格充当品

番号	品目	規格・寸法	数量	単位	住所	備考

別記7 発生材

番号	品目	規格・寸法	数量	単位	引渡場所	備考

## 建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用(促進)計画書(実施書)の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	碎石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページhttp://www.recycle.jacic.or.jp/から建設副産物情報交換システムにログインする。  
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式一」の作成)
- (3) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式一」を印刷し、施工計画書に添付する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。
- (5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。
- (6) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式一」を印刷し、監督員の確認を受ける。
- (7) 完成図書に「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式一」を添付する。

### 3 データ入力上の留意点

#### (1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出(一種発生土～浚渫土)には、「地山m<sup>3</sup>」で入力し、建設資材利用(土砂)には、「締めm<sup>3</sup>」(表2、土量の変化率Cを考慮)で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

  

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100m<sup>3</sup>  
埋戻し 20m<sup>3</sup> (締めm<sup>3</sup>) . . . 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。  
22m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) . . . 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。  
20m<sup>3</sup>/変化率C (仮に0.9とする)=22m<sup>3</sup>  
処分 78m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) . . . 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100m^3 - 22m^3 = 78m^3$$

#### (2) 建設資材利用について

- ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。  
・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県の建設リサイクル資材認定資材一覧表(以下、認定一覧表という)を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
碎石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※ 再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ R C – 1 0 (再生砂) を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「6 ストックヤード（再利用先工事が決定）」と選択する。

## 施工条件明示事項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。  
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明示事項
■工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
□周辺環境関係 (公害、排水等)	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
□安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
□工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用中及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input type="checkbox"/> 一般道路の占用
□仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
■建設副産物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
□工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
■その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input type="checkbox"/> 工事現場発生品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定 <input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要 <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書

## 施工条件明示

### ■工程関係

- 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)
  - ・資源循環久里浜事務所の業務に支障がないよう十分に配慮し、工事時期は施設管理者、監督員と協議の上決定する。

### ■建設副産物関係

- 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件
  - ・特記仕様書「公共建設発生土指定処分について」参照。また、土砂検定の結果UCRへの搬出が出来ない場合、監督員と協議すること。
- 建設副産物の現場内での再利用及び減量化
  - ・本工事においては、特記仕様書のとおり、再生資材を使用するものとする。

### ■建設副産物及び建設廃棄物の処理

- ・As塊、Co塊
- 受入れ場所:県で指定を受けた指定工場
- 受入れ条件:処分場決まりのとおり
- 当該内容の変更については、監督員と協議するものとする。
- 別添「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」参照。

### ■その他

- 工事用水、電力等の指定
  - ・本工事において、資源循環久里浜事務所で使用する電力及び上下水道は発注者が負担する。

資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事  
特記仕様書

1 工事場所

(1) 資源循環久里浜事務所 横須賀市神明町 2187 番地

2 工事内容

- (1) 受変電設備設置場所周辺の伐開・除根
- (2) 受変電設備設置
- (3) 受変電設備の基礎及びコンクリート打設
- (4) コンクリート柱建柱
- (5) ハンドホール設置
- (6) フェンス設置
- (7) 高光度航空障害灯管制器～共同溝の電線路布設
- (8) 引込柱～キューピング～既設ハンドホールの電線路布設
- (9) ケーブル撤去及び配線
- (10) 接地工事 (A、B、D種、測定用補助接地)
- (11) 試験調整 (絶縁耐力試験等)
- (12) 自家用電気工作物管理
- (13) 官公庁への手続き及び資料作成

3 仕様

(1) 引込盤

- ア 台数 : 1面
- イ 型式 : 屋外前後面保守型
- ウ 塗装 : 亜鉛溶射重耐塗
- エ 尺寸 : W800×D2200×H2300 (参考)
- オ 高圧遮相コンデンサ・直列リアクトル収納 (油入)  
定格容量 : 53.2kvar
- カ 接地用端子箱
- キ 電圧計、電流計、故障表示灯
- ク 付属品 : チャンネルベース  
据付金具  
保守用品

(2) 動力変圧器盤

- ア 台数 : 1面
- イ 型式 : 屋外前後面保守型
- ウ 塗装 : 亜鉛溶射重耐塗
- エ 尺寸 : W800×D2200×H2300 (参考)
- オ 三相変圧器収納 (トップランナー油入)  
容量 : 6kV 三相 210V 150kVA
- カ 電圧計、電流計、温度計、故障表示灯
- キ 付属品 : チャンネルベース  
据付金具  
保守用品

(3) 照明変圧器盤

- ア 台数 : 1面
- イ 型式 : 屋外前後面保守型
- ウ 塗装 : 亜鉛溶射重耐塗
- エ 尺寸 : W800×D2200×H2300 (参考)
- オ 単相変圧器収納 (トップランナー油入)

- 容量 : 6kV 単相 210/105V 100kVA
- 力 電圧計、電流計、温度計、故障表示灯
- キ 付属品 : チャンネルベース  
据付金具  
保守用品
- (4) 盤基礎工
- ア コンクリート (21N/mm<sup>2</sup>, 18cm) t=300
- イ 鉄筋 (SD295A) D13 (D16) @300  
上端筋・下端筋 D16  
あばら筋 D13@100  
腹筋 2-D13
- ウ 碎石地業 (再生クラッシャー) t=100
- (5) コンクリート打設工
- ア コンクリート (18N/mm<sup>2</sup>, 18cm) t=100
- イ 溶接金網 D6 150×150
- ウ 碎石地業 (再生クラッシャー) t=100
- (6) コンクリート柱建柱工
- ア コンクリート柱 12m-19cm-5kN
- イ 高圧気中開閉器 (7.2kV 300A VT・LA 内臓 SUS 製重耐塩)
- ウ SOG 制御箱
- エ 装柱金具
- オ 端末処理材 (屋外耐塩)
- カ 電力量計取付板
- キ 電線管 (装柱、ハンドホール Aまで)
- ク A種接地 (PAS、VCT)、D種接地 (SOG 制御箱、電力量計)  
接地表示板
- (7) ハンドホール設置工
- ア R2K-60 900×900×900
- イ 碎石地業 (再生クラッシャー) t=100
- (8) 掘削・埋戻し工
- ア アスファルト壊し、復旧  
表層 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 50mm  
上層路盤 再生粒度調整碎石 (RM-40・M-40) 150mm  
下層路盤 再生クラッシャン (RC-40・C-40) 200mm  
土被り路盤下-200mm
- イ 掘削・埋戻し範囲  
引込柱～ハンドホール A  
ハンドホール A～配線ピット A  
配線ピット B～ハンドホール B  
ハンドホール B～ハンドホール C  
ハンドホール C～既設ハンドホール  
接地極
- ウ その他  
埋設テープ、埋設表示杭
- (9) フェンス設置工
- ア 受変電設備  
メッシュフェンス (W=5000, D=4000, H=2000)  
門扉 (W=835 南京錠付)  
支柱 (門扉 □50、間隔 2m 以内)  
基礎 (門扉 □300×600、他 □200×450)  
碎石地業 (再生クラッシャー) t=100
- イ 久里浜事務所と南処理工場の境界

メッシュフェンス (W=17000, H=2000)  
門扉 (W=4000 南京錠付)  
支柱 (門扉 □100、他 □50、間隔 2m 以内)  
基礎 (門扉 □550×700、他 □200×450)  
碎石地業 (再生クラッシャー) t=100

ウ アスファルト壊し、復旧

(8) 剥削・埋戻し工に準ずる

(10) 高光度航空障害灯管制器電線路布設工

ア 高光度航空障害灯管制器から共同溝までの電線路布設

イ アスファルト壊し、復旧

(8) 剥削・埋戻し工に準ずる

(11) 接地工事

ア A 種接地 : 900mm×900mm×t1.5mm 以上の銅板、接地線φ14 以上

イ B 種接地 : 900mm×900mm×t1.5mm 以上の銅板、接地線φ38 以上

ウ D 種接地 : 900mm×900mm×t1.5mm 以上の銅板、接地線φ22 以上

エ 測定用補助接地 : 単独接地棒φ10・500mm 以上、接地線φ5.5 以上

オ 接地表示板

## 5 その他

(1) 詳細仕様等は打合せ及び承諾図により決定する。

(2) 設計図書の疑義は本市の解釈による。

(3) 仕様書、別紙図面に記載なき事項でも、工事上および技術上当然必要ある資機材は補足し、遅滞なく工事を遂行し完了させること。

(4) 公共建設発生土処分にかかる指定処分について

ア 受入場所

・処分場等の名称：横須賀市久里浜港受入地（U C R）

・場所：横須賀市久里浜8丁目2567番地62 久里浜港内

イ 受入条件

・搬入不可日：原則として、土曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始及び雨天日とする。

・搬入時間：原則 8:00～17:00

・土質条件：第1種～第3種建設発生土（改良土及び第4種建設発生土・泥土は受入不可）  
最大粒径 100mm 以下の土砂であること。

・搬入経路：一部通行禁止の区間あり

・受入費

ほぐし土量 1.0 m<sup>3</sup> 当たり（税別） 3,310 円

車種	積載土量（ほぐし）	備考
2 t 車	1.33 m <sup>3</sup>	
3 t 車	1.99 m <sup>3</sup>	
4 t 車	2.66 m <sup>3</sup>	土砂の単位体積重量は、 1.8t/m <sup>3</sup> として計算
10 t 車	6.66 m <sup>3</sup>	

※整理券発行枚数は、原則として搬入対象ほぐし土量を使用車種別に積載土量（ほぐし）で除し、小数点以下を切り上げた整数枚とする。

ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が、1.8t/m<sup>3</sup>と著しく異なることにより、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

ウ 請負人は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に監督員と協議すること。

平成30年度

資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事

内訳書

## 請負工事費

## 工事価格

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
受変電設備整備工						
1 機器費						
機器費	第1号内訳書	1	式			
計	(機器費)					
2 直接工事費						
(1) 材料費	第2号内訳書	1	式			
(2) 労務費	第3号内訳書	1	式			
(3) 複合工費	第4号内訳書	1	式			
(4) 直接経費	第5号内訳書	1	式			
(5) 仮設費	第6号内訳書	1	式			
計	(直接工事費)					
3 間接工事費						
(1) 共通仮設費	第7号内訳書	1	式			
(2) 現場管理費	第8号内訳書	1	式			
(3) 据付間接費	第9号内訳書	1	式			
計	(間接工事費)					
4 設計技術費						
設計技術費	第10号内訳書	1	式			
計	(設計技術費)					
計	(工事原価)					
5 一般管理費等						



第1号内訳書					
機器費					
引込盤		面			
動力変圧器盤		面			
照明変圧器盤		面			
計	(機器費)				
第2号内訳書					
材料費					
高压ケーブル	1	式			
低圧ケーブル	1	式			
電線	1	式			
端末処理材	1	式			
電線管	1	式			
接地材	1	式			
消火器	1	式			
補助材料費	1	式			
計	(材料費)				
第3号内訳書					
労務費					
技術者		人			
電工		人			
計	(労務費)				
第4号内訳書					
複合工費					
複合工費	1	式			
計	(複合工費)				
第5号内訳書					
直接経費					
機械器具損料	1	式			

自家用電氣工作物管理		1	式		
計	(直接経費)				
第6号内訳書					
仮設費					
仮設費		1	式		
計	(仮設費)				
第7号内訳書					
共通仮設費					
(1) 共通仮設費		1	式		
小計					
(2) 準備費					
伐開・除根費		1	式		
産廃処理費		1	式		
小計					
(3) 技術管理費					
手続き資料作成費用		1	式		
小計					
計	(共通仮設費)				
第8号内訳書					
現場管理費					
現場管理費		1	式		
計	(現場管理費)				
第9号内訳書					
据付間接費					
据付(技術者)間接費		1	式		
据付(機器)間接費		1	式		
計	(据付間接費)				
第10号内訳書					



# **数量内訳書 見積単価等情報**

**資源循環部 資源循環施設課**

※ この数量内訳書の数量は参考です、入札者は独自に積算し入札すること。

掲載された単価は本市が設計価格算出の為に採用したもので、入札者の下請負金額等を保証するものではありません。

また、金額に関する質疑等は原則、受け付けません。

平成30年度

資源循環久里浜事務所受変電設備整備工事

内訳書

## 請負工事費

## 工事価格

名 称	摘 要	数 量	単 位	单 価	金 额	備 考
受変電設備整備工						
1 機器費						
機器費	第1号内訳書	1	式			
計	(機器費)					
2 直接工事費						
(1) 材料費	第2号内訳書	1	式			
(2) 労務費	第3号内訳書	1	式			
(3) 複合工費	第4号内訳書	1	式			
(4) 直接経費	第5号内訳書	1	式			
(5) 仮設費	第6号内訳書	1	式			
計	(直接工事費)					
3 間接工事費						
(1) 共通仮設費	第7号内訳書	1	式			
(2) 現場管理費	第8号内訳書	1	式			
(3) 据付間接費	第9号内訳書	1	式			
計	(間接工事費)					
4 設計技術費						
設計技術費	第10号内訳書	1	式			
計	(設計技術費)					
計	(工事原価)					
5 一般管理費等						

一般管理費等	第11号内訳書	1	式		
計	(一般管理費等)				
合計					
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費 合計					

第1号内訳書					
機器費					
引込盤		1	面		
動力変圧器盤		1	面		
照明変圧器盤		1	面		
計	(機器費)				
第2号内訳書					
材料費					
高圧ケーブル	第2-1号内訳書	1	式		
低圧ケーブル	第2-2号内訳書	1	式		
電線	第2-3号内訳書	1	式		
端末処理材	第2-4号内訳書	1	式		
電線管	第2-5号内訳書	1	式		
接地材	第2-6号内訳書	1	式		
消火器	第2-7号内訳書	1	式		
補助材料費		1	式		
計	(材料費)				
第3号内訳書					
労務費					
技術者			人		
電工			人		
計	(労務費)				
第4号内訳書					
複合工費					
複合工費	第4-1号内訳書	1	式		
計	(複合工費)				
第5号内訳書					
直接経費					
機械器具損料		1	式		

自家用電氣工作物管理		1	式		
計	(直接経費)				
第6号内訳書					
仮設費					
仮設費		1	式		
計	(仮設費)				
第7号内訳書					
共通仮設費					
(1) 共通仮設費		1	式		
小計					
(2) 準備費					
伐開・除根費		1	式		
産廃処理費		1	式		
小計					
(3) 技術管理費					
手続き資料作成費用		1	式		
小計					
計	(共通仮設費)				
第8号内訳書					
現場管理費					
現場管理費		1	式		
計	(現場管理費)				
第9号内訳書					
据付間接費					
据付(技術者)間接費		1	式		
据付(機器)間接費		1	式		
計	(据付間接費)				
第10号内訳書					



第2-1号内訳書					
高圧ケーブル					
6kV EM-CET38sq		16	m		
ケーブル、電線類付属材料		1	式		
計					
第2-2号内訳書					
低圧ケーブル					
600V EM-CE150sq (3心)		74	m		
600V EM-CE100sq (3心)		159	m		
600V EM-CE60sq (3心)		244	m		
ケーブル、電線類付属材料		1	式		
計					
第2-3号内訳書					
電線					
EM-IE38sq		11	m		
EM-IE22sq		85	m		
EM-IE14sq		94	m		
EM-IE8sq		75	m		
EM-IE5.5sq		22	m		
ケーブル、電線類付属材料		1	式		
計					
第2-4号内訳書					
端末処理材					
端末処理材	38mm <sup>2</sup> 屋内	1	個所		
計					
第2-5号内訳書					
電線管					
VE14		11	m		
FEP100	難燃性	422	m		

FEP80	難燃性	6	Ⅲ		
電線管類付属材料		1	式		
計					
第2-6内訳書					
接地材					
接地極銅板	900×900×1.5	3	枚		
接地棒	Φ10・500mm	2	本		
接地理設標		1	枚		
計					
第2-7内訳書					
消火器					
消火器	10型	1	本		
消火器収納箱	10型1本用	1	個		
計					
第4-1号内訳書					
複合工費					
盤基礎工		1	式		
コンクリート打設工		1	式		
コンクリート柱建柱工		1	式		
ハンドホール設置工		1	式		
掘削・埋戻し工		1	式		
フェンス設置工		1	式		
航空障害灯電線路布設工		1	式		
計					

## 部独自単価一覧

名 称	摘 要	金 額 (円)	備 考
引込盤		4,238,536	
動力変圧器盤		4,529,106	
照明変圧器盤		3,951,748	
自家用電気工作物管理		60,000	
産廃処理費		230,000	
伐開・除根費		264,180	
手続き資料作成費用		140,000	
6kV EM-CET38sq		2,377	
600V EM-CE150sq(3心)		5,121	
600V EM-CE100sq(3心)		3,143	
600V EM-CE60sq(3心)		1,886	
EM-IE38sq		416	
EM-IE22sq		255	
EM-IE14sq		173	
EM-IE8sq		101	
EM-IE5.5sq		74	
端末処理材	38mm2 屋内	16,600	
VE14mm		52	
FEP100mm	難燃性	1,140	
FEP80mm	難燃性	838	
接地極銅板	900×900×1.5	19,000	
接地棒	φ10・500mm	560	
接地埋設標		880	
消火器	10型	4,550	
消火器収納箱	10型1本用	2,410	
盤基礎工		614,670	
コンクリート打設工		514,380	
コンクリート柱建柱工		888,649	
ハンドホール設置工		703,748	
掘削・埋戻し工		4,820,415	
フェンス設置工		1,987,368	
航空障害灯電線路布設工		904,762	